



令和2年8月5日

秋田労働局長  
甲斐三照 殿

秋田地方最低賃金審議会  
会長 赤坂 薫

秋田県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年7月1日付け秋労発基0701第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

秋田県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 792円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和2年10月1日